

第 2 回高齢者福祉専門分科会資料
2022 年（令和 4 年）2 月 7 日
高齢者総合支援室 地域共生社会室 施設整備・人材育成室

事業計画に基づく施策の推進状況と今後の取組

1 介護給付費等に係る計画値と実績値について

(1) 第 1 号被保険者数、要介護認定者数及び認定率

＜第 1 号被保険者数＞ ※実績値は 9 月末現在

	令和 2 年度	令和 3 年度
計画	79,119 人	79,462 人
実績	79,504 人	79,924 人

＜要介護認定者数及び認定率＞ ※令和 3 年度数値は 9 月末現在（第 2 号認定者を含む）

	令和 2 年度		令和 3 年度	
	認定者数	認定率	認定者数	認定率
計画	15,452 人	19.5%	15,539 人	19.6%
実績	15,022 人	18.9%	15,535 人	19.5%

(2) 介護（予防）サービス受給率及び受給者数 ※令和 3 年度受給者数は 9 月末×2 で算出

		令和 2 年度		令和 3 年度	
		受給率	受給者数	受給率	受給者数
居宅 サービス	計画	17.01%	161,976 人	17.16%	164,016 人
	実績	16.42%	157,112 人	16.86%	162,032 人
地密 サービス	計画	2.52%	24,264 人	1.94%	18,828 人
	実績	1.73%	16,902 人	1.77%	17,296 人
施設 サービス	計画	2.4%	22,920 人	2.41%	22,992 人
	実績	2.38%	22,881 人	2.38%	22,916 人
予防 サービス	計画	3.99%	38,244 人	4.69%	45,144 人
	実績	4.63%	44,476 人	4.86%	47,042 人
地密予防 サービス	計画	0.07%	840 人	0.04%	444 人
	実績	0.03%	393 人	0.03%	418 人

(3) 介護（予防）サービス受給者一人あたり給付費及び総給付費

※令和 3 年度総給付費は 9 月末×2 で算出

		令和 2 年度		令和 3 年度	
		1 人あたり	総給付費	1 人あたり	総給付費
居宅 サービス	計画	830 千円	8,867,703 千円	826 千円	8,564,286 千円
	実績	831 千円	8,245,248 千円	830 千円	8,546,345 千円
地密 サービス	計画	1,273 千円	3,834,248 千円	1,333 千円	3,000,041 千円
	実績	1,360 千円	2,738,553 千円	1,413 千円	2,863,481 千円

施設 サービス	計画	887 千円	6,111,654 千円	981 千円	6,505,685 千円
	実績	1,341 千円	6,405,416 千円	1,359 千円	6,550,410 千円
予防 サービス	計画	321 千円	656,177 千円	314 千円	809,097 千円
	実績	299 千円	797,012 千円	319 千円	851,424 千円
地密予防 サービス	計画	330 千円	60,620 千円	350 千円	46,936 千円
	実績	343 千円	38,316 千円	352 千円	38,694 千円

2 施策の推進状況と今後の取組

(1) 地域ネットワークの充実

推進 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市内6か所の地域総合支援センターが「福祉まるごと相談窓口」として属性を問わない総合的な相談支援を実施するとともに、他の相談支援機関との協働による事例検討会等を開催し、住民の支援ニーズへの対応に努めている。 ・要支援者や事業対象者を対象とする訪問型サービスや通所型サービスは、概ね計画通りに提供できている。 ・地域ケア会議において個別事例の検討を行うことを通じて、自立支援に資するケアマネジメントを推進するとともに、多職種協働によるネットワーク構築に取り組んでいる。 ・より効果的・効率的に介護予防の取組を進めるため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、医療保険、健康増進等の他部署と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進している。
今後 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、地域総合支援センターの体制の確保・強化を図り、相談・支援業務のさらなる質の向上に向けた取組を進めるとともに、より適切な支援が行えるよう、引き続き各相談支援機関等とのネットワーク構築を推進する。 ・地域ケア会議において、個別事例の検討を通じてその生活課題の背景にある要因を探り、地域課題の発見から地域づくり・資源開発や政策の形成につなげる取組を推進する。 ・ネットワーク構築や資源開発に取り組むことで、更なる個別支援の充実につなげるとともに、重層的な支援体制の構築や地域づくり等を一体的に行う。

(2) 認知症の人や家族への支援の充実

推進状況	<ul style="list-style-type: none">・明石市医師会との間で「認知症施策に関する包括連携協定」を結び、医師会との協力・連携体制を一層強化した。・認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをさらに推進するため、本市における認知症施策の指針となる「(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例」の制定(令和4年4月予定)に向けて取り組んでいる。・認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを増やす取組として、より一層親しみをもち地域の理解促進を図るため、「オレンジサポーター」と名称変更するとともに、オレンジサポーターの証としての本市オリジナルバッジを作製・配付するなど、受講の促進と理解の定着を図り、コロナ禍にも関わらず着実にオレンジサポーター数を増やしている。さらに、従業員等の複数名がオレンジサポーターである企業・市民団体等を「あかしオレンジサポーター協力事業所」に認定し、認知症の人やその家族にやさしい事業所であることを示すオリジナルステッカーを交付し、地域での認知症理解を促進している。・オレンジサポーターの地域活動等を促進するため、より専門性を高めた、様々な場で地域支援を行うシルバーサポーター、在宅支援を行うゴールドサポーターという本市独自の制度を創設した。・認知症診断に係る費用を全額助成する認知症早期支援事業を継続実施するとともに、認知症チェックシートを市内の医療機関に設置いただいた。さらに、歯科医院、薬局など設置場所を広げ、認知症の疑いのある人に勧奨を行っている。・医療機関で認知症と診断され、在宅で生活している人に対して、認知症サポート給付金の支給による生活支援を行うとともに、宅配弁当等の3つの無料券を交付し、介護者の負担軽減及び在宅介護生活の支援を図っている。・聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持できるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部助成を開始した。・若年性認知症の人が利用できる制度やサービス等を紹介する若年性認知症ケアパス(若年性認知症のキホン)を各機関に配布し、若年性認知症の周知・啓発を行った。
------	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「明石市認知症あんしんまちづくり条例」（令和4年4月制定予定）に基づき、認知症の人やその家族への包括的・継続的支援を展開する。 ・オレンジサポーター数の増加に向け、住民だけでなく、小・中学校等をはじめ、企業・市民団体等に対して、積極的にオレンジサポーターの養成に取り組むとともに、あかしオレンジサポーター協力事業所数を増やし、地域での認知症理解を促進する。 ・シルバーサポーター及びゴールドサポーターの養成や活動支援に取り組み、「チームオレンジの構築」に向けて、本人や家族の居場所づくりを行うなど、まちのみんなで認知症の人や家族を支えるまちづくりを推進する。 ・認知症あんしんプロジェクトを継続し、認知症の人やその家族等の負担軽減を行う。 ・聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、補聴器購入費の助成を継続する。 ・若年性認知症については、認知症家族会との連携を継続し、相談支援体制の強化を図る。
--	--

(3) 権利擁護の取組の充実

推進状況	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の権利や財産を守り、権利侵害に対しては積極的に保護、支援を含めた権利擁護の総合的な取組を推進している。・高齢者虐待等で権利侵害を受けている、または受ける恐れのある人に対し、後見支援センター等を活用し、成年後見制度の普及啓発や相談窓口の周知を行っている。・対象者の状態に応じて日常生活自立支援事業の活用を促し、高齢者の自立を支援している。・市民後見人（市民サポーター）養成講座、フォローアップ研修を隔年実施している。・身寄りがなく、判断能力が十分でないため財産管理や日常生活上必要な契約行為ができない高齢者に対し、成年後見人等選任の申立て（市長申立て）を行うほか、被後見人が低所得である場合などに、成年後見人に対し報酬助成を行っている。・地域総合支援センターをはじめ関係機関と高齢者虐待防止ネットワークを形成し、連携することにより、高齢者虐待の防止及び早期発見を図り、円滑な養護者支援に繋げている。特に虐待により生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある高齢者を「老人福祉法」に基づき、特別養護老人ホーム等に緊急保護している。・高齢者虐待が疑われる際に、早期に相談・通報してもらえるよう、チラシ等を通じ、高齢者虐待防止の啓発や相談窓口等の周知を図るとともに、介護保険サービス事業者や居宅支援事業者など関係機関に対する意識啓発を行っている。・施設虐待の通報があった場合、直ちに虐待検討会議を開催して関係部署との情報共有及び対応体制の整備を図っている。また虐待の調査を行い、事実確認、原因の調査を行い、虐待の再発防止に向けて、必要に応じ施設に改善指導し、高齢者の安全確保に努めている。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の普及を促進し、引き続き認知症等で判断能力が低下した高齢者がその人らしい生活を送れるよう、後見支援センターをはじめとする関係機関と連携し、積極的な支援を進めていく。・家庭内や施設内における高齢者の虐待防止に向けて、行政や関係機関、市民による一体的な取組を推進し、また早期発見・早期対応に向けた施策の展開に努める。家庭内における高齢者虐待が発生する要因として、複合的に多くの問題を抱えていること挙げられるため、複合多問題に対応していくための体制を整える。・高齢者福祉施設等における虐待を早期発見するために、定期及び随時監査による適切な指導を行い、運営における注意・改善点等を施設に通知するなどして情報共有をすることで適正な施設運営につなげる。

(4) 災害・感染症に対する体制整備の推進

推進状況	<ul style="list-style-type: none">・災害時に支援の必要な高齢者の情報を把握するため、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、障害を有する高齢者などのうち、未登録の人に対しアンケートを送付するなどして避難行動要支援者台帳への登録を促進している。・台帳に登録された情報を基に、安否確認や避難誘導、避難生活支援等を行うための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成し、提供希望があれば、平常時から自治会や町内会、自主防災組織へ提供し、要支援者支援体制の整備を図っている。・新型コロナウイルス感染対策に伴い、介護サービス事業所向けの支援としてマスクや使い捨て手袋等の衛生用品の提供や介護サービス継続のための助成制度を創設した。・衛生部署と連携しながら高齢者施設入所者や従事者に対する抗原検査やワクチンの優先接種等を実施した。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none">・要配慮者に対し、地域による避難支援が行えるよう、地域への更なる啓発を行う。・コロナ禍において介護サービスが継続して提供できるよう、衛生用品の配布や助成金交付等により支援を継続するとともに、衛生部署と連携しながらクラスター防止等に取り組んでいく。

(5) 介護保険サービスの充実

推進状況	<ul style="list-style-type: none">・高齢者が住み慣れた地域で生活ができるようにするため、在宅サービスを促進するとともに、特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護事業者を公募し、介護施設の整備を行った。・介護サービスの質の向上を図るため、事業所への指導や監査を実施したほか、介護支援専門員の支援に取り組んだ。・介護給付の適正化を図るため、適正な要支援・要介護認定の実施や、ケアプランの点検、医療費との突合などを実施した。・介護人材の育成及び確保のため、介護職資格取得助成事業や、介護福祉士試験対策講座及びマネジメント研修の開催、また、県等と協力した事業(市内での就職説明会の開催、介護に関する入門的研修・再就職支援講習等)などを実施した。・市立明石商業高等学校に高等学校卒業時点で介護福祉士国家資格が取得できる福祉科を創設することにつき、教育・福祉関係者による検討会を開催した。
------	---

今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅サービスを促進するとともに、第8期事業計画に基づき、特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等居住系サービスの整備を図る。 ・利用者が必要なサービスを選択し、安心・安全に利用できるよう、事業所及び介護支援専門員への適切な指導や支援を通じて、サービスの質の向上やより良い制度運営を図る。 ・効果的、効率的な介護給付を推進するため、引き続き適正な要支援・要介護認定の実施や専門機関との協働によるケアプラン点検を実施し、介護給付の適正化に向けた取組みを進める。 ・福祉分野における質の高い福祉サービスを継続的に提供できる環境を整えるため、福祉分野における総合的な人材の育成及び確保への効果的な方策を検討し、実施していく。（市単独の「就職説明会」を保育士と合同で開催（新規）、資格取得助成の対象となる研修等の拡充など。） ・市立明石商業高等学校に福祉科を創設することを目指す。
-------	---

(6) 高齢者の活躍できる場の充実と社会参画の推進

推進状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して暮らせる「支え合う、やさしい地域共生社会づくり」を目指し、9月を「明石市高齢者福祉月間」と設定した。また地域貢献に取り組んでいる高齢者グループに表彰する明石市きんもくせい賞表彰式の開催や、あかし市民図書館にて高年クラブ連合会、シルバー人材センターの活動を紹介するパネル展示等を行い、生きがいつくりや社会参画の促進を図った。 ・単位高年クラブへの助成金の増額を継続することにより、活動の活性化を促進した。 ・敬老優待乗車券について、たこバスの運賃を無料、寿タクシー券を2,000円分から4,000円分に令和元年度から継続して増額し、高齢者の外出促進支援を図った。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいつくりや社会参画推進のための情報提供を引き続き推進していく。 ・高年クラブ活動の支援については、活動助成金拡充を継続するとともに、各種イベントでの高年クラブのPR等、高年クラブの活動の活性化及び会員増強の取組を支援していく。 ・敬老優待乗車券の交付や高齢者ふれあいの里での事業を通じ、生きがい促進事業を引き続き充実させるとともに、シルバー人材センターへの支援を継続することで、就労の支援を行う。

(7) 健康づくりの推進

推進状況	<ul style="list-style-type: none">・すべての世代を対象に、正しい健康づくりの情報提供として、各種チラシの配布や市ホームページ・広報あかしへの情報掲載、栄養・運動・健康管理等に関する出前講座を実施している。・市民の目に触れる機会の多い駅等を活用した健康づくり関連媒体の展示や、実践しやすい健康づくり習慣をテーマとした動画の作成・配信等により啓発に取り組んでいる。・地域において、明石いずみ会と連携した食育・食生活改善についての情報提供や、あかし健康ソムリエ会と協働した受動喫煙防止に関する啓発や、定期的な健康教室の開催により、身近な場所で取り組める健康チェックや運動の継続、仲間づくりを促進している。・栄養・口腔ケア・運動・禁煙等フレイル予防についての個別相談を実施し、必要な医療やサービスにつなぐなど高齢期における個々の状態に合わせた健康づくりを進めている。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none">・令和4年3月策定のあかし健康プラン21（第3次）に基づき、ボランティア団体やまちなかゾーン会議等の地域団体との協働により地域全体の健康意識を高める取組を展開し、すべての市民が自らの健康に関心を持ち、誰もが自然に健康になれるよう環境の整備に取り組む。・高齢者に対して、ライフステージにおける特性の理解とフレイルに関する知識の普及、フレイル予防に関する個別相談等、フレイル対策を推進し、健康寿命の更なる延伸を図る。

(8) 地域づくりの支援

推進状況	<ul style="list-style-type: none">・敬老優待乗車券について、たこバスの運賃を無料、寿タクシー券を2,000円分から4,000円分への増額を継続し、高齢者の外出促進支援を図った。・地域支え合いの家等の地域住民主体の活動を支援するとともに、生活支援コーディネーターを中心とした地域の実情に応じた生活支援体制の整備を進めている。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none">・敬老優待乗車券の交付を通じ、高齢者の外出促進支援を引き続き充実させる。・地域住民の主体的な取組への支援や高齢者等の社会参加の促進、地域の支え合いの担い手の養成等を行うことにより、住民同士がつながりや役割を持って支え合うことができる地域づくりを推進する。